別表六の二㈢右表の記載要領第二号中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改める。

別表六の二㈣の表中

特定対象年度の基準連結所得等金額 前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額	を	特定対象年度の基準連結所得等金額 ((別表四の二「55の①」－「44の①」－「47の①」)－(別表四の二「45の①」のうち非適格合併分))×$\frac{\text{特定対象年度の月数}}{\text{（マイナスの場合は０）}}$ 前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額 ((前連結事業年度等の月数調整前の(8))の合計) （マイナスの場合は０）	に、

差 (⑿－⒀)又は(⑿－⒀＋⒁)	を	差　引 ⑿－⒀＋⒁	に改め、同表の記載要領第一号中「。第６号において「令和２年改正法」という。」を削り、「第５号」を「第３号及び第５号」に改め、同第二号及び第三号を次のように改める。

２　「特定対象年度の基準連結所得等金額
((別表四の二「55の①」－「44の①」－「47の①」)－(別表四の二「45の①」のうち非適格合併分))×$\frac{\text{特定対象年度の月数}}{\text{（マイナスの場合は０）}}$　(8)　の分子の空欄には、前連結事業年度等（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（第４号(3)において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の48第10項第１号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前連結事業年度等をいう。次号において同じ。）の月数を合計した数が同項第１号に規定する特定対象年度（以下この号及び次号において「特定対象年度」という。）の月数に満たない場合には当該合計した数を記載し、当該合計した数が当該特定対象年度の月数以上である場合には当該特定対象年度の月数を記載すること。」

３　「前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額
((前連結事業年度等の月数調整前の(8))の合計)　(9)　の欄は、当該連結事業年度が令和２年旧措置法第68条の15の８第６項に規定する合併等事業年度に該当しない場合に限り、記載すること。
（マイナスの場合は０）　」

この場合において、特定対象年度開始の日から起算して１年（当該特定対象年度が１年に満たない場合には、当該特定対象年度の期間）前の日を含む前連結事業年度等にあつては、当該前連結事業年度等の月数調整前の別表六の二(四)「８」の金額を当該前連結事業年度等の月数で除し、これに同日から当該前連結事業年度等の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前連結事業年度等の月数調整前の(8)」の金額として計算すること。

別表六の二㈣の記載要領第四号㈢中「「差　引
(⑿－⒀)又は(⑿－⒀＋⒁)　⒂」」を「「差　引
⑿－⒀＋⒁　⒂」」に改め、同第六号を削る。

別表六の二㈤の表を次のように改める。